

<市民の皆様から御意見を募集します>

## 川崎市火災予防条例の一部改正等について

- ① 平成25年8月に、京都府福知山市の花火大会会場で発生した火災を踏まえ、多数の者が集合する催しの際の火気器具等の取扱いに関する基準の見直しを図るため、「川崎市火災予防条例」（昭和48年条例第36号。以下「条例」という。）の一部改正を検討しています。
- ② 平成24年5月に、広島県福山市のホテルで発生した火災を踏まえ、ホテル等の安全情報をお知らせする表示制度の導入に併せて、違反对象物を公表する制度の構築を図るため、条例及び「川崎市火災予防規則」（昭和48年規則第69号。以下「規則」という。）の一部改正を検討しています。
- ③ 違反对象物を公表する制度の導入に伴い、防火対象物や危険物施設に消防機関が命令を行った場合の公示方法を追加するため、規則及び危険物の規制に関する細則（昭和41年規則第66号）の一部改正を検討しています。

### 1 意見募集の期間

平成26年2月21日（金）から平成26年3月24日（月）まで

※郵送の場合は、平成26年3月24日（月）付けの消印まで有効です。

### 2 関連資料の閲覧場所

- (1) 川崎市消防局予防部
- (2) 情報プラザ（市役所第3庁舎2階）
- (3) 各区役所（市政資料コーナー）
- (4) 川崎市公式ホームページ

### 3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙（意見書）を用いて、御意見を提出してください（その他の形式により、御提出いただいても構いません。）。

- (1) 郵送・持参

宛先 〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7  
川崎市消防局予防部 宛（消防局総合庁舎7階）

- (2) FAX

FAX番号 044 (223) 2795 (川崎市消防局予防部)

(3) 電子メール

川崎市ホームページにアクセスし、案内に従って、専用フォームを御利用ください。

**《注意事項》**

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載頂きました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

**4 問合せ先**

(1) 改正内容①については、

川崎市消防局予防部予防課 電話番号：044 (223) 2707

(2) 改正内容②及び③については、

川崎市消防局予防部査察課 電話番号：044 (223) 2753

## 意見書

|                                    |          |              |          |
|------------------------------------|----------|--------------|----------|
| <b>題名</b>                          |          |              |          |
| <b>氏名</b><br>(団体の場合は、<br>名称及び代表者名) |          |              |          |
| <b>電話番号</b>                        |          | <b>FAX番号</b> |          |
| <b>住所</b><br>(又は所在地)               |          |              |          |
| <b>意見の提出日</b>                      | 平成 年 月 日 | <b>枚数</b>    | 枚(本紙を含む) |

### 政策等に対する意見

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

### 提出先

|             |  |              |  |
|-------------|--|--------------|--|
| <b>部署名</b>  |  |              |  |
| <b>電話番号</b> |  | <b>FAX番号</b> |  |
| <b>住所</b>   |  |              |  |

## 川崎市火災予防条例の一部改正等（案）の概要について

### 1 火気器具等の取扱いに関する基準の見直し

#### (1) 改正の背景・目的

平成25年8月に、京都府福知山市の花火大会会場で発生した火災を踏まえまして、「消防法施行令」（昭和36年政令第37号）及び火災予防条例（例）の一部改正が示され、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し（以下「催し」という。）において火災が発生した場合には、初期消火が極めて重要であることから、このような催しにおいて、火災の発生のおそれのある器具等（以下「火気器具等」という。）を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することを義務付けることを目的とします。

#### (2) 改正（案）の概要

「川崎市火災予防条例」（昭和48年条例第36号。以下「条例」という。）に、「催しの際に、火気器具等を使用する場合には、消火器を準備すること。」を規定します。

#### (3) 施行期日（案）

平成26年8月1日とします。

### 2 消防法令に重大な違反のある防火対象物の公表

#### (1) 改正の背景・目的

平成24年5月に、広島県福山市のホテルで発生した火災を踏まえまして、ホテル等の安全情報をお知らせする防火対象物に係る表示制度の導入に併せて、消防法令に重大な違反のある防火対象物に係る公表制度について、総務省消防庁から通知されました。

違反のある防火対象物について、法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進することを目的とします。

#### (2) 改正（案）の概要

防火対象物の消防用設備等の状況の公表について、次のとおり規定するものです。

##### ア 条例の規定内容

(ア) 防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令等の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

(イ) 違反を公表するときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知して行う。

(ウ) 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続き方法は、規則で定める。

## イ 規則の規定内容

### (ア) 公表の対象となる防火対象物

不特定多数の人が出入りする防火対象物（別添資料参照）

### (イ) 公表の対象となる違反の内容

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこと

### (ウ) 公表の手続き方法

防火対象物の立入検査を実施し、違反の結果を通知した日から一定期間経過してもなお、同一の違反が認められる場合に、違反が是正されたことを確認できるまで、川崎市ホームページへ次の項目を掲載する。

a 違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

b 違反の内容

c その他消防長が認める事項

### (3) 施行期日（案）

平成26年10月1日とします。

## 3 違反对象物等に命令を行った場合の公示方法の追加

### (1) 改正の背景・目的

前2の公表制度を導入することに伴い、現在、消防機関が立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、防火対象物や危険物施設に改善、使用停止等の命令を行った場合の公示方法である対象物への標識の設置、市公報への掲載及び市の掲示場への掲示に加え、ホームページへの掲載により利用者等へ広くお知らせできるよう、総務省消防庁から通知が示されたため公示方法を追加するものです。

### (2) 改正（案）の概要

規則及び危険物の規制に関する細則（昭和41年規則第66号）で定める命令を行った場合の公示の方法として、川崎市ホームページへの掲載等を追加するものです。

### (3) 施行期日（案）

平成26年10月1日とします。

消防法施行令別表第1（略表）

|     |                 |        |                |
|-----|-----------------|--------|----------------|
| (1) | イ 劇場等           | (9)    | イ 特殊浴場等        |
|     | ロ 会堂等           |        | ロ 一般浴場等        |
| (2) | イ キャバレー等        | (10)   | 停車場            |
|     | ロ 遊技場等          | (11)   | 神社・寺院等         |
|     | ハ 性風俗特殊営業店舗等    | (12)   | イ 工場等          |
|     | ニ カラオケボックス等     |        | ロ スタジオ         |
| (3) | イ 料理店等          | (13)   | イ 駐車場等         |
|     | ロ 飲食店等          |        | ロ 航空機格納庫       |
| (4) | 百貨店等            | (14)   | 倉庫             |
| (5) | イ 旅館等           | (15)   | 事務所等           |
|     | ロ 共同住宅等         | (16)   | イ 特定複合用途防火対象物  |
| (6) | イ 病院等           |        | ロ 非特定複合用途防火対象物 |
|     | ロ 特別養護老人ホーム等    | (16の2) | 地下街            |
|     | ハ 老人デイサービスセンター等 | (16の3) | 準地下街           |
|     | ニ 幼稚園等          | (17)   | 文化財            |
| (7) | 学校              | (18)   | アーケード          |
| (8) | 図書館等            | (19)   | 山林             |
|     |                 | (20)   | 舟車             |

不特定多数の人が出入りする防火対象物